

# 社会福祉法人中央共同募金会評議員選任規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第5条及び第6条に規定する評議員の選任について定めることを目的とする。

(評議員の選任)

第2条 定款第5条に規定する評議員の選任は、次の各号により、同第6条に規定する評議員選任・解任委員会において行うものとする。

(1) 都道府県共同募金会を代表する者 41名

(2) 市町村共同募金委員会を代表する者 6名

(3) 学識経験者 6名以上10名以内

2 前項第1号に規定する評議員は、都道府県共同募金会から各1名を選任するものとする。ただし、理事候補者として選定された者が属する都道府県共同募金会を除くものとする。

3 本条第1項第2号に規定する評議員は、次のブロックからそれぞれ1名選定するものとする。

北海道・東北ブロック

関東ブロック

東海・北陸ブロック

近畿ブロック

中国・四国ブロック

九州ブロック

4 本条第1項第3号に規定する評議員は、理事会において候補者を選定するものとする。

(規程の改廃)

第3条 本規程の改廃は、評議員会への諮問・答申を経て、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成28年11月28日から施行する。